

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度 解説

孫の教育資金として、おじいちゃん、おばあちゃんのお金を消費に回してもらおう、という制度が創設されました。**教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度**と言います。

正確に説明すると、次のようになります。

受贈者(30歳未満の者に限る)の教育資金に充てるために、受贈者の直系尊属がこの制度の要件を満たす書面による贈与を行い、その後2ヶ月以内に金融機関に金銭等が拠出された場合には、その贈与額は贈与税の課税価格に算入されません。

次の事項に注意してください。

- ・平成25年4月1日から平成27年12月31日までに贈与された拠出に限られます。
- ・非課税の範囲は、受贈者ごとに1,500万円までとされます。(おじいちゃんとおばあちゃんからそれぞれ1,000万円もらったら、500万円分は課税対象になります。)
- ・受贈者名義で、この制度用の口座を金融機関で作ります。
- ・金融機関は、受贈者(実際は、その保護者)から領収書の提出を受けて教育資金の支払いであることを確認して払い出しをします。
- ・受贈者が30歳に達する日に口座等は終了し、その段階で残額がある場合には、その日に贈与があったものとして贈与税が課税されます。

受贈者は、この特例を受けようとする旨等を記載した「教育資金非課税申告書(仮称)」を、金融機関を経由して税務署長に提出しなければなりません。つまり、金融機関の窓口で手続きをしてもらえます。